

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程を公布する。

平成26年10月29日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第13号

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団会計規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第4（第13条関係） 別紙のとおり	別表第4（第13条関係） 別紙のとおり

附 則

この規程は、平成26年10月29日から施行する。